

○大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則

平成14年6月26日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市市民公益活動促進条例(平成14年大阪狭山市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例で定めるところによる。

(活動内容等の公表)

第3条 条例第9条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(届出)

第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、市民公益活動内容等届出書(様式第1号)により行うものとする。

- 2 市民公益活動団体は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに、市民公益活動内容等変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の届出書を提出した市民公益活動団体は、解散しようとするときは、市民公益活動団体解散届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(促進委員会の委員長)

第5条 促進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(促進委員会の会議)

第6条 促進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 促進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 促進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、促進委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を促進委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 各部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第9条 促進委員会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(促進委員会の庶務)

第10条 促進委員会の庶務は、市民生活部において行う。

(促進委員会の運営に関する事項)

第11条 第5条から前条までに定めるもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が促進委員会に諮って定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる促進委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成16年3月31日規則第13号)抄

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第29号)抄

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。